

# 「進展する品位の水準」原理 と修正第8条(1)

——Roper v. Simmons 事件判決をめぐる——

門 田 成 人

1. はじめに
2. Simmons v. Roper 事件ミズーリ州最高裁判決の概要
  - (1) Simmons v. Roper 事件の概要
  - (2) ミズーリ州最高裁判決の概要……………以上 本号
  - (3) ミズーリ州最高裁判決の検討
3. Roper v. Simmons 事件合衆国最高裁判決の概要
  - (1) 合衆国最高裁判決の概要
  - (2) 合衆国最高裁判決の検討
4. 合衆国最高裁における「進展する品位の水準」原理
  - (1) 「進展する品位の水準」原理の意義
  - (2) 「進展する品位の水準」原理と違憲審査基準
5. 結びにかえて

## 1. はじめに

ミズーリ州とテキサス州において同時期に2人の17歳の少年がそれぞれ謀殺罪で有罪となり死刑を宣告された。2人は死刑執行を待つ間、自己の行為への悔恨を示し、宗教活動に参加するなど、模範となる収容者であった。2人の状況は酷似していた。ところが、待ち受ける結果はまったく異なっていた。<sup>(1)</sup>2002年5月28日、ミズーリ州最高裁はSimmonsの死刑執行を猶予し、最終的には死刑宣告を覆した。<sup>(2)</sup>他方、Simmons

の刑の猶予が認められたその日、Beazley はテキサス州によって死刑を執行されたのである。<sup>(3)</sup>

ミズーリ州最高裁判決は、Simmons が無罪のゆえに死刑宣告を覆したのではなく、精神遅滞者に対する死刑を違憲とした *Atkins v. Virginia* 事件合衆国最高裁判決<sup>(4)</sup>に基づいて、未成年者の死刑が合衆国憲法における残虐で異常な刑罰 (cruel and unusual punishment) の禁止条項 (修正第8条) により違憲であるとするものであった。<sup>(5)</sup> 州最高裁は、6年前には Simmons への有罪宣告および死刑判決を全員一致で支持したが、<sup>(6)</sup> 今度は、Simmons が修正第8条が未成年者への死刑を禁止するとの主張を公判でなさなかったとしてもこれを放棄するものではないとし、合衆国憲法修正第8条が犯行時に18歳未満の者に対する死刑を禁ずるとした。州最高裁は、*Atkins* 事件合衆国最高裁判決における理由づけを Simmons 事件判決に用い、死刑を全面的に禁止する12州を含め未成年者への死刑を禁ずる州が30州あることや未成年者への死刑の賦課が過去10年間「真に異常 (truly unusual)」となったことなどの事実を摘示し、未成年犯

(1) Marshall, COMMENT: "Predictive Justice": *Simmons v. Roper and The Possible End of The Juvenile Death Penalty*, 72 FORDHAM L. REV. 2889 (2004).

(2) State ex rel. *Simmons v. Roper*, 112 S. W. 3d 397, 400 (Mo. 2003).

(3) アメリカ合衆国における未成年者の死刑執行状況 (1973年~2004年) は、1985年以降に22件ある。犯行時16歳が1名、17歳が21名。州別では、テキサス州13名、ヴァージニア州3名、オクラホマ州2名、サウスカロライナ州・ルイジアナ州・ミズーリ州・ジョージア州各1名。死刑執行までの待機期間が6~19年。See Bookspan, *Too Young To Die?: Evolving Standards of Decency and The Juvenile Death Penalty in America*, 21 DELAWARE LAWYER 19 (2003/2004), Tennen, *The Supreme Courts Influence on the Death Penalty in America: a Hollow Hope?* 14 B. U. PUB. INT. L. J. 251, 255 (2005). See generally Fagan & West, *The Decline of the Juvenile Death Penalty: Scientific Evidence of Evolving Norms*, 95 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 427 (2005).

(4) 536 U. S. 304 (2002).

(5) *Simmons*, 112 S. W. 3d at 399-400.

(6) *State v. Simmons*, 944 S. W. 2d 165, 191 (1997).

「進展する品位の水準」原理と修正第8条(1)

罪者への死刑に反対する「全米的なコンセンサス (national consensus)」が形成されたとし、<sup>(7)</sup> 修正第8・14条がこれを禁止すると判示した。

ミズーリ州最高裁判決までに、合衆国最高裁は、1998年の *Thompson v. Oklahoma* 事件判決において犯行時に15歳以下の未成年者を死刑に処することが残虐で異常な刑罰であるとしつつ、<sup>(8)</sup> 1999年の *Stanford v. Kentucky* 事件判決では犯行時に16歳あるいは17歳の未成年者への死刑に反対する「全米的なコンセンサス」がないとした。<sup>(9)</sup> 合衆国最高裁は、*Stanford* 事件判決と同じ日に、精神遅滞者に対する死刑を禁ずる全米的なコンセンサスがないとの *Penry v. Lynaugh* 事件判決を下した。<sup>(10)</sup> ところが、12年後の2002年の *Atkins* 事件判決において、精神遅滞者への死刑に反対する全米的なコンセンサスが形成されたとしていた。<sup>(11)</sup>

ミズーリ州はこの州最高裁判決を合衆国最高裁に訴え、合衆国最高裁は2004年1月26日にサーシオレイライを受理した。<sup>(12)</sup> サーシオレイライは、①合衆国最高裁がある特定の刑罰が「残虐で異常」ではなく修正第8・14条によって禁止されないと判断している場合に、下級裁判所が進展する基準を独自に分析して合衆国最高裁の判断と矛盾する判決を下しうるのであるのか、②犯行時17歳である犯罪者に死刑を科することが「残虐で異常」であり修正第8・14条により禁止されるのか、<sup>(13)</sup> を問うものであった。

合衆国最高裁は、2005年3月1日に5対4の判決で、②についてのみの判断を下し、犯行時に18歳未満であった謀殺者に対する死刑が修正第8条の禁止する「残虐で異常な」刑罰に当たるとした。<sup>(14)</sup> 法廷意見の理由づ

---

(7) *Simmons v. Roper*, 112 S. W. 3d at 399.

(8) 487 U. S. 815 (1988).

(9) 492 U. S. 361 (1989).

(10) 492 U. S. 302 (1989).

(11) 536 U. S. 304 (2002).

(12) *Roper v. Simmons*, 540 U. S. 1160 (2004).

(13) Brief for Petitioner *Simmons*, No. 03-633, 2004 WL 903158 (U. S. 2004).

(14) *Roper v. Simmons*, 125 S. Ct. 1183 (2005). なお、本判決およびこれに

けの要は均衡性である。法廷意見は、修正第8条が過剰な刑罰に対する保護を与え、極悪な犯罪で有罪とされた者さえ保護することで、すべての個人の尊厳を尊重すべき政府の義務を再確認するものであるとし、<sup>(15)</sup> 「残虐で異常な」刑罰という文言が歴史、伝統および先例の検討のうえ、憲法におけるその目的と機能への正当な考慮を持って解釈されなければならないとする。<sup>(16)</sup> 法廷意見は先例を確認する。<sup>(17)</sup> Thompson 事件判決の相対多数意見が「品位の水準が犯行時16歳未満の犯罪者の死刑を許すものではない」と判断し、<sup>(18)</sup> 「未成年者が成人の基本的な市民権や責任を付与されない理由が、未成年者の無責任な行為が成人と同様に道徳的に非難されない理由でもある」と強調した。<sup>(19)</sup> 翌年の Stanford 事件判決の法廷意見は「修正第8・14条が16歳以上18歳未満の未成年犯罪者の死刑を禁ずるものではない」とし、<sup>(20)</sup> 同じ日、Penry 事件判決では、精神遅滞者に対する死刑の範疇的免除がないとした。<sup>(21)</sup> 2002年、Atkins 事件判決において、品位の水準が進展し、精神遅滞者の死刑が残虐で異常な刑罰であることを示しているとし、<sup>(22)</sup> 「合衆国憲法は、最終的には合衆国最高裁の判断が修正第8条のもとでの死刑の受容可能性という問題にのみ向けられ

---

関連する合衆国最高裁の諸判決を詳細に分析するわが国の文献として、小早川義則「デュープロセスと少年犯罪者への死刑」名城ロースクール・レビュー第2号1頁以下、同「デュー・プロセスと精神遅滞犯罪者への死刑—合衆国最高裁アトキンズ判決を契機に一」桃山法学3号1頁以下、岩田太「精神遅滞者に対する死刑の合憲性—合衆国における死刑制度の揺れ (Atkins v. Virginia, 122 S. Ct. 2242, 70 U. S. L. W. 4548 (2002))」ジュリスト1237号233頁以下がある。

(15) *Id.* at 1190.

(16) *Id.*

(17) *Id.* at 1190-92.

(18) 487 U. S. at 818-38.

(19) *Id.* at 835.

(20) 492 U. S. at 370-71.

(21) 492 U. S. at 340.

(22) 536 U. S. at 316.

「進展する品位の水準」原理と修正第8条(1)

るであろうことを意図するとのルールに立ち戻った<sup>(23)</sup>」うえで、Stanford 事件判決を再検討するにあたり、全米的なコンセンサスと実務およびその独自の判断という2つの要素を用いるとした<sup>(24)</sup>。合衆国最高裁は、未成年者への死刑に対する全米的なコンセンサスが精神遅滞者と類似し、一般に、死刑を禁止する州が増え、その適用が減少しており、州の多数は18歳未満の未成年者への死刑を禁止しているとし、これが修正第8条によって要請されると判示した<sup>(25)</sup>。確信を持つては未成年犯罪者を最悪な犯罪者群に分類し得ないことを示す、未成年者と成人との3つの相違点がある。それらは、①未成年者が成熟性に欠け責任感が未発達であること、②未成年者が負の影響や同輩を含む外部からの圧力を受けやすいこと、③未成年者の性格が成人ほどには十分に形成されていないことである。これらは未成年者が最悪な犯罪者群に入るとの結論を疑わしめるものであり、未成年者の有責性が低減すると認められれば、応報や抑止という死刑の正当化理由が成人ほど説得力を持たないことが明らかであるとした<sup>(26)</sup>。一方で、非常に多くの未成年犯罪者が残忍な犯罪を実行していることにも目を向け、未成年者が十分に心理的成熟性を備え死刑に値する場合もあることを認めた。しかし、<sup>(27)</sup> 法廷意見はどこかに線を引かなければならないとした。最後に、<sup>(28)</sup> 法廷意見は、合衆国が未成年者への死刑に反対している世界で孤立していることなど指摘し、修正第8条の解釈の正当性を補強した<sup>(28)</sup>。これに対して、2つの反対意見がある。一つは、犯罪がどれほど熟慮されていても、悪意であっても、あるいは残虐であっても、18歳未満の者への死刑を範疇的に除くべきとの全米的なコンセンサスの証拠が何らなかったとした<sup>(29)</sup>。もう一つは、法廷意見が合衆国憲法の

---

(23) *Id.* at 312.

(24) 125 S. Ct. at 1192.

(25) *Id.* at 1192-94.

(26) *Id.* at 1195-96.

(27) *Id.* at 1196-97.

(28) *Id.* at 1198-1204.

意味がここ15年間で変化しているとの結論を吹聴することで司法府の伝統的役割を嘲るものであるとし、また、<sup>(30)</sup> 法廷意見が国の道徳的水準の唯一の判断者であると宣言することを批判し、<sup>(31)</sup> さらに、「市民の考えは本件の法廷意見には本質的に関係がないにもかかわらず、他の国々やいわゆる国際社会の考えが重視されている」<sup>(32)</sup> が、「外国法が自己の見解に賛同する場合には引用し、そうでない場合には無視するというのは、合理的に根拠づけられた判断ではなく、詭弁である」<sup>(33)</sup> と述べた。合衆国最高裁は未成年者への死刑を違憲とする判断を下したのであるが、合衆国最高裁において法廷意見の論理およびこれを支える事実とその評価につき激しい見解の対立が見られるとともに、この判決に対する評価も大きく分かれている。未成年者への死刑適用の必要性を支持する法域では合衆国最高裁の結論そのものが当然批判されるところである一方、未成年者における脳の発達に関する新たな研究成果等を含めた未成年者に対する刑責追及の再検討から合衆国最高裁の結論を擁護する新たな動きもある。<sup>(34)</sup> また違憲判断の論理については、基本的な刑罰思想や違憲判断のあり方に関する根本的な意見の相違を背景にして、「進展する品位の水準」という手法そのものあるいはその確認方法、<sup>(35)</sup> とりわけ、全米的なコンセン

(29) *Id.* at 1206.

(30) *Id.* at 1217.

(31) *Id.* at 1217, 1222.

(32) *Id.* at 1225.

(33) *Id.* at 1227.

(34) *See e. g.*, Bookspan, *supra* note 3 at 19–20, Issues Forum: *Juveniles and the Death Penalty: Exploring the Issues in Roper v. Simmons*, 5 J. CENTER CHILDREN & CTS. 147, 149 (2004).

(35) *See e. g.*, Varland, *Marking The Progress of a Maturing Society: Reconsidering The Constitutionality of Death Penalty Application in Light of Evolving Standards of Decency*, 28 HAMLIN L. REV. 311 (2005), Heffernan, *Constitutional Historicism: an Examination of the Eighth Amendment Evolving Standards of Decency Test*, 54 AM. U. L. REV. 1355 (2005), Ferguson, *The Implications of Developmental Cognitive Research on “Evolving Standards of Decency” and The*

サスの有無およびいわゆる子供の権利条約への未批准等に依拠した国際的評価への言及などにつき論争が展開されており、これは修正第8条そのものの意義を再考する機会ともなりうるであろう。

修正第8条は「過大な額の保釈金は要求されてはならない。過剰な罰金も科されてはならない。また残虐で異常な刑罰も科されてはならない」とする。<sup>(37)</sup> 修正第8条は1689年のイギリス権利章典にその起源を有し、その前身は死刑を禁止するものでも犯罪と刑罰との均衡を要求するものでもなかった。<sup>(38)</sup> 「残虐で異常な」刑罰の当初の解釈は極端な方法の刑罰を禁止するにすぎなかった。初期の判例によれば、死刑は合衆国憲法において用いられる意味では残虐ではなく、残虐には単なる生命の剥奪以上の何か、非人間的で野蛮な何かが含意され、刑罰が拷問あるいは引き延ばされた死である場合に残虐となるとしていた。<sup>(39)</sup> ところが、20世紀当初から、立法当時に禁止されていた刑罰の形態を禁止するという立法者の意思に基づく歴史的な理解から、合衆国最高裁に修正第8条の射程範囲につき裁量を認める解釈へと移行し始める。合衆国最高裁は、修正第8条が争点となる場合に当該刑罰に対する国民感情を考慮することとし、現在では、本条が刑罰の種類を制限し、犯罪と著しく不均衡な刑罰を禁止し、何が犯罪とされ刑罰を科されうるのかを限定するとした。<sup>(40)</sup> 修正第

---

*Imposition of The Death Penalty on Juveniles*, 54 AM. U. L. REV. 441 (2004), Mabe, *Stanford v. Kentucky in Light of Atkins v. Virginia: Reexamining The Juvenile Death Penalty under Changed Standards of Decency*, 30 N. E. J. ON CRIM. & CIV. CON. 19 (2004).

(36) See e. g., Arvin, *Roper v. Simmons and International Law*, 83 DENV. U. L. REV. 209 (2005), Jackson, *Constitutional Comparisons: Convergence, Resistance, Engagement*, 119 HARV. L. REV. 109 (2005), Alford, *Roper v. Simmons and Our Constitution in International Equipose*, 53 UCLA L. REV. 1 (2005).

(37) U. S. CONST. amend. VIII.

(38) Mazingo, *Roper v. Simmons: The Height of Hubris*, 29 LAW & PSYCHOL. REV. 261, 267 (2005).

(39) In re Klemmer, 136 U. S. 436, 447 (1890).

8条による「残虐で異常な」刑罰の禁止は、当該刑罰がコモン・ローあるいは権利章典採択時に残虐で異常な刑罰と考えられていなかったに違いないこと<sup>(41)</sup>、および修正第8条の意味が成熟する社会の進歩を特徴づける進展する品位の水準から導かれることという2つの指針によって統制されるとする。合衆国最高裁は、進展する品位の水準を見分けるさいに、社会が現時点で当該刑罰をどのように見ているのかについての客観的証拠<sup>(43)</sup>に着目する。もっとも明白で信頼にたる客観的証拠が立法であるが、量刑陪審の活動データも参照される<sup>(44)</sup>。ただ、合衆国憲法が最終的には合衆国最高裁の判断が修正第8条のもとでの死刑の受容可能性という問題にのみ向けられるであろうことを意図するから、客観的証拠は重要ではあるが、必ずしも決定的なものではないとしている<sup>(45)</sup>。

これまでの合衆国最高裁における判例の蓄積からすると、修正第8条の射程はおよそ4つの事実類型を対象とするものと解釈されている<sup>(46)</sup>。第1類型は磔、引き裂きや拷問などの特定の形態の刑罰を禁止する。第2は、憲法上許容される形態の刑罰であるが、犯罪と不均衡であるために違憲とされる類型である。第3類型は、死刑に対するスーパー・デュー・プロセス事案で、合衆国最高裁によって是認されてきた手続を経て初めて死刑宣告が認められるものである<sup>(47)</sup>。第4は、形態、均衡性や手続に

---

(40) Mazingo, *supra* note 38 at 269.

(41) Ford v. Wainwright, 477 U. S. 399, 405 (1986).

(42) Trop v. Dulles, 356 U. S. 86, 101 (1958).

(43) 492 U. S. at 331.

(44) *Id.*

(45) Coker v. Georgia, 433 U. S. 584, 597 (1977).

(46) Lee, *The Constitutional Right Against Excessive Punishment*, 91 VA. L. REV. 677, 678-79 (2005).

(47) See generally Radin, *Cruel Punishment and Respect for Persons: Super Due Process for Death*, 53 S. CAL. L. REV. 1143 (1980), Streiker & Streiker, *Sober Second Thoughts: Reflections on Two Decades of Constitutional Regulation of Capital Punishment*, 109 HARV. L. REV. 355, 370-71 (1995), Suleiman, *The*



は問題がないが、その刑罰の執行方法のゆえに違憲とされる類型である。<sup>(48)</sup>第2類型が犯罪と刑罰との均衡を意味する。Roper v. Simmons 事件合衆国最高裁判決においても、死刑事件ではあれ、その分析は均衡性の問題として捉えており、この類型での違憲審査と叫ぶ。しかしながら、合衆国最高裁における修正第8条による均衡性判断は、均衡性が憲法上要請されないとの立場を一貫して展開する裁判官もあり、また犯罪と刑罰とが著しく不均衡である場合に修正第8条に違反するとの一般原則が提示されているが、刑罰がどの程度過剰であれば違憲とされるのか、さらにどのような判断要素に基づいて違憲判断を行うのかという具体的判断方法では裁判官の一致した基準がなく、実際の事件においても5対4の僅差の判決が繰り返されている。<sup>(49)</sup>この合衆国最高裁の均衡性判断における混沌につき、その原因は、均衡性判断に不可欠な2点、つまり、①過剰性を判断する実体基準がその判断に必要な規範的基準線を提供する基礎となる刑罰理論と必然的に結びつくこと、②立法府によって採用された刑事制裁に対する司法審査基準が民主主義社会における裁判所の適切な役割を定める司法審査理論から導かれなければならないことにつき十全な省察がなされていないことにあるとの指摘がなされている。<sup>(50)</sup>第1につき過剰性判断のためにさまざまな刑罰理論が採用されることでいずれかが充足されれば足りるとすれば修正第8条の効力が薄れることとなる。<sup>(51)</sup>均衡性判断が問題の刑罰と理想的な刑罰との比較に基づく程度判断

---

*Capital Punishment Exception: A Case for Constitutionalizing The Substantive Criminal law*, 104 COLUM. L. REV. 426 (2004).

(48) See generally Chin, *Supreme Court Review: Hope v. Pelzer: Increasing The Accountability of State Actors in Prison Systems-A Necessary Enterprise in Guaranteeing The Eighth Amendment Rights of Prison Inmates: Hope v. Pelzer*, 536 U. S. 730 (2002), 93 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 913 (2003).

(49) 拙稿「非死刑事件における罪刑均衡原則について・再論—Ewing v. California 事件判決を素材に一」神戸学院法学34巻3号1頁以下。

(50) Lutz, *The Eighth Amendment Reconsidered: A Framework for Analyzing The Excessiveness Prohibition*, 80 N. Y. U. L. REV. 1862, 1864-66 (2005).

であるとすれば、その理想となる刑罰を決するのは刑罰理論の選択によるのであるから、<sup>(52)</sup> どの理論が基本となるべきか、あるいは複数の理論であればそれぞれをどの程度満たせばよいのかを明らかにする必要がある<sup>(53)</sup>。第2は、異なる犯罪につき適切な刑罰を定めるさいに、立法府と司法院との役割分担をどうするかにかかわり、司法院が多数派の意思を反映する立法府の判断にどれほどの敬意を払うべきかが問われる<sup>(54)</sup>。この2つの問題において、合衆国最高裁が用いる「進展する品位の水準」原理は重要な機能を果たす。「進展する品位の水準」は、過剰性判断の実体基準として、ある刑罰が確立したあるいは発展する社会規範に合致するか否かを判断するために行き渡った共同体水準を分析することが必要であり<sup>(55)</sup>、多数者支配基準 (majoritarian standard) を内包している<sup>(56)</sup>。これが応報、抑止や隔離等の刑罰理論といかに整合する<sup>(57)</sup>のか。また、「進展する品位の水準」が多数者支配基準であるとすれば、修正第8条との関係では個人の権利侵害の程度に照らして司法審査が用いられることとなるのか、あるいは立法過程における瑕疵を治癒させるために用いられる<sup>(58)</sup>のか、また、裁判所が州立立法府の刑罰の判断に敬意を払いすぎることが「進展する品位の水準」<sup>(59)</sup>の援用と矛盾しないか。本稿は、Roper v. Simmons 事件判決をめぐる議論を素材にして、「進展する品位の水準」原理を通じて、修正第8条の違憲審査のあり方を検討しようとするものである。わが国においても、薬物犯罪・組織犯罪・テロ犯罪の撲滅という国際社会

---

(51) *Id.* at 1865.

(52) *Id.* at 1881.

(53) *Id.* at 1882.

(54) *Id.* at 1888.

(55) *Id.* at 1867.

(56) *Id.* at 1868.

(57) *Id.* at 1884-85.

(58) *Id.* at 1891-93.

(59) *Id.* at 1890.

の潮流に乗って、共謀罪法案を象徴とする処罰行為の前倒しや犯罪関与者の処罰範囲の拡大と重罰化など、刑事法の基本原則を危うくする法改正の動きが活発ななか、少年犯罪を含めて過剰な犯罪化と刑罰の加重化をどのようにコントロールしうるのかを再検討しなければならない状況がある<sup>(60)</sup>。国際潮流がアメリカ合衆国を中心に激しい渦を巻くところで、渦の中心に何があるのかを探りに行くことも有益であろう。

---

(60) 近時の立法動向の分析として、川端博「序論・刑事立法の時代のキーワード(特集 刑事立法の新動向と実体刑法の在り方)」刑法雑誌43巻2号264頁以下、井田良「最近における刑事立法の活性化とその評価—ドイツとの比較を中心に(特集 刑事立法の新動向と実体刑法の在り方)」刑法雑誌43巻2号268頁以下、松宮孝明「刑事立法の新動向とその検討(特集 刑事立法の新動向と実体刑法の在り方)」刑法雑誌43巻2号282頁以下、三浦守「国際化時代における刑事立法の動向と課題(特集 刑事立法の新動向と実体刑法の在り方)」刑法雑誌43巻2号297頁以下、高山佳奈子「実体法の見地から(特集 刑事規制の変容と刑事法学の課題—最近の刑事立法を素材として)」刑法雑誌43巻1号11頁以下、井田良「刑事立法の活性化とそのゆくえ—本特集の趣旨(特集 最近の刑事立法の動向とその評価—刑事実体法を中心に)」法律時報75巻2号4頁以下、甲斐克則「刑事立法と法益概念の機能(特集 最近の刑事立法の動向とその評価—刑事実体法を中心に)」法律時報75巻2号7頁以下、高橋則夫「刑法的保護の早期化と刑法の限界(特集 最近の刑事立法の動向とその評価—刑事実体法を中心に)」法律時報75巻2号15頁以下、松原芳博「被害者保護と『厳罰化』(特集 最近の刑事立法の動向とその評価—刑事実体法を中心に)」法律時報75巻2号20頁以下、松宮孝明「実体刑法とその『国際化』—またはグローバルバージョン—に伴う諸問題(特集 最近の刑事立法の動向とその評価—刑事実体法を中心に)」法律時報75巻2号25頁以下、同「刑事立法考察『共謀罪』および国際組織犯罪対策のための刑事立法の動向」法学セミナー49巻2号60頁以下、中山研一「刑事立法『共謀罪』法案の何が問われているのか」世界746号56頁以下など参照。

## 2. *Simmons v. Roper* 事件ミズーリ州最高裁判決の概要

### (1) *Simmons v. Roper* 事件の概要<sup>(61)</sup>

17歳の高校生である被告人 *Simmons* は、その仲間である Benjamin (15歳) と *Tessmer* (16歳) とともに、夜盗と謀殺の実行可能性を話し合い、彼が計画した実行方法を示し、仲間の二人に未成年者であるから咎められずにままとやりおおせると説得した。<sup>(62)</sup> *Tessmer* が手を引いた後、*Simmons* と Benjamin はその計画を実行することを決めた。1993年9月8日早朝に、被害者 *Crook* 夫人宅に夜盗を実行するために侵入したところ、ベッドルームで一人寝ていた被害者が目を覚まし、「誰かいるの」と問うた。<sup>(63)</sup> 被告人はその声に驚き、被害者の部屋に入ると、前年の自動車事故で係わり合いになった女性であることに気づいた。<sup>(64)</sup> 被告人らは、近くに見つけたダクト・テープなどを使って、被害者を後ろ手に縛り、目や口をテープでふさいだ。被告人らは被害者の車で16マイル離れた公園に被害者を連れて行き、川にかかる鉄橋のそばに車を止めて、被害者を引きずって橋脚の端まで歩かせ、橋に落ちていた電線を使って被害者の手足を一緒に縛りその顔にタオルをかけてダクト・テープで完全に覆ったうえで、生きて意識のある被害者を橋脚から40フィート突き落として溺死させた。<sup>(65)</sup> 被告人らは車で街に戻ると別の公園に車を放置した。被告人らは結局、被害者の財布から6ドルを盗んだにすぎなかった。

---

(61) 以下の事件の概要および州最高裁判決の概要は、*Mahon, Simmons v. Roper: Trying to Strike the Balance between Strictly Obeying Supreme Court Precedent and Overruling Outmoded Concepts of Capital Punishment*, 23 QUINN-PIAC L. REV. 937, 952 (2004) に負うところが大きい。

(62) *State v. Simmons*, 944 S. W. 2d 165, 169 (Mo. 1997).

(63) *Id.* at 170.

(64) *Id.* この経過について、「被告人らは、被害者が警察に通報し彼らを特定すればすぐに捕まるであろうことを恐れ、速やかに対応した」との指摘もある。See *Mahon, supra* note 50 at 952.

(65) 944 S. W. 2d at 170.

事件当時に不在であった被害者の夫が翌朝自宅に戻り搜索願を出したところ、その日の午後、川で被害者の死体が発見された。<sup>(66)</sup>警察は、被告人らが事件当日の朝に被害者の車の近くで目撃されたこと、および、被告人らが被害者に顔を見られたから殺したことなど事件につき友人に誇らしげに語っていたとの情報を得て、1993年9月9日に被告人らを身柄拘束あるいは逮捕した。2時間の取り調べののち、被告人らは被害者殺害を自白した。<sup>(67)</sup>被告人らは、誘拐罪、夜盗罪、窃盗罪および謀殺罪で訴追された。

被告人らは審理を分離された。Benjamin は成人の手續により第1級謀殺罪で有罪とされたが、合衆国最高裁の先例およびミズーリ州法が15歳の犯罪者に死刑を科することを禁止していたために、<sup>(68)</sup>仮釈放のない終身刑を言い渡された。<sup>(69)</sup>

被告人は、1994年6月12日の週に4日の陪審裁判で、わずか5時間の陪審員の討議の結果第1級謀殺罪で有罪とされた。12名の陪審員は被告人を死刑に処するべきと勧告し、事実審裁判官はこの勧告を受け入れ、<sup>(70)</sup>被告人に死刑を宣告した。

被告人は、義務的審理 (mandatory review) のためミズーリ州最高裁で再審理された。しかし、州最高裁は全員一致で死刑判決を支持した。<sup>(71)</sup>州最高裁では、裁判地が不適切であること、修正第6条の公平な陪審の保障が侵害されたこと、被告人の自白が任意ではないこと、公判における証人が被告人の誠実さにつき意見を提出するように不当に求められたこと、二人の証人が以前計画した夜盗・謀殺について証言することを不

---

(66) Mahon, *supra* note 50 at 953.

(67) *Id.*

(68) See Thompson v. Oklahoma, 487 U. S. 815 (1988); see also Mo. Ann Stat. 565.020.2 (WEST 2004).

(69) Mahon, *supra* note 51 at 954.

(70) *Id.* at 954-55.

(71) 944 S. W. 2d 165 (Mo. 1997) (en banc).

適切にも認められたこと、検察官が不当な最終論述を行ったこと、法廷でのカメラがデュー・プロセスの否定につながること、事実審裁判所が州の証人の逮捕歴を開示しなかったこと、陪審が合理的な疑いにつき適切に説示されなかったこと、心の墮落という加重事情 (depravity of mind aggravating circumstance) が漠然とし違憲であること、弁護士の十分な援助が受けられなかったこと、および裁判所がその審査責務を適切に果たさなかったことを、延々と手続の違法として申し述べた。そこには、Stanford 事件合衆国最高裁判決に照らして、死刑判決に対する修正第8条に基づく主張は含まれていなかった。州最高裁は被告人のすべての主張を認めず、反対意見なくその有罪判決を支持した。

有罪判決後の救済を求める被告人の控訴もすべて認められなかった。<sup>(72)</sup>これにより、被告人は2002年5月1日に毒物注射による死刑執行が予定された。<sup>(74)</sup>しかし、2002年4月下旬に州最高裁は自発的に2002年6月5日まで被告人の死刑執行を延長し、さらに2002年5月28日に被告人の死刑執行を無期限延期した。<sup>(75)</sup>州最高裁は、合衆国最高裁が Atkins 事件をいかに判断するかを見るのがのぞましいとの理由を示した。<sup>(76)</sup>

被告人は、Atkins 事件合衆国最高裁判決が下された後に、人身保護令状を求めた。<sup>(77)</sup>そのさい、被告人は18歳未満で行った犯罪で死刑に処することが修正第8条に違反すると主張した。<sup>(78)</sup>被告人は、Atkins 事件判決で認定されたのと同様な、全米的なコンセンサスが未成年者への死刑

(72) *Id.* at 171-181.

(73) *See* Simmons v. Bowersox, No. 4; 97-CV-2415JCH (E. D. Mo. Aug. 5, 1999), appeal denied, Simmons v. Bowersox, 235 F. 3d 1124 (8th Cir. 2001), cert. denied, Simmons v. Leubbers, 534 U. S. 924 (2001).

(74) Mahon, *supra* note 50 at 955.

(75) *Id.* at 955-56.

(76) *Id.* at 956.

(77) State ex rel. Simmons v. Roper, 112 S. W. 3d 397 (Mo. 2003) (en banc), cert. granted, 124 S. Ct. 1171 (2004) (mem.).

(78) *Id.*

「進展する品位の水準」原理と修正第8条(1)

の適用にも存在すると確信していた。<sup>(79)</sup>これに対し、州は、被告人が公判で修正第8条違反を提起しなかった以上、裁判所がその審理にさえ及ぶべきではないと主張した。<sup>(80)</sup>

州最高裁は、先例<sup>(81)</sup>を引用して、憲法上の主張が斬新でその法的根拠が弁護士にも合理的に利用しがたい場合には、被告人が適切な州の手續にしたがってその主張を提起できなかった理由があること、<sup>(82)</sup>また、実体法上の問題として、修正第8条が犯行時18歳未満の者の死刑を禁止するのであれば未成年者に死刑を科する権限を州から剥奪するから、そのようなルールは不遡及の例外に該当することを指摘し、<sup>(83)</sup>死刑判決に対する修正第8条による主張の提起が認められた。

(2) ミズーリ州最高裁判決の概要

州最高裁は、2003年8月26日、再審理の上、Atkins 事件合衆国最高裁判決に照らし、未成年者への死刑適用に反対する全米的なコンセンサスがあること、および合衆国最高裁がその時点で未成年者への死刑が違憲であると判断するであろうとした。<sup>(84)</sup>

A. 法廷意見 (Stith 裁判官執筆)

州最高裁の法廷意見は、その結論に至るさいに、合衆国最高裁におけるThompson 事件判決、Stanford 事件判決、Penry 事件判決およびAtkins 事件判決、とりわけ各判決で用いられている分析方法を精査し、そのアプローチが多様であるとしたうえで、<sup>(85)</sup>「成熟する社会の進歩を特徴づける進展する品位の水準」に照らして検討されている点が共通であるとし

---

(79) *Id.* at 399.

(80) *Id.* at 400.

(81) *Reed v. Ross*, 468 U. S. 1, 16 (1984).

(82) 112 S. W. 3d at 401 n. 3.

(83) *Id.* at 400-01.

(84) *Id.* at 399-400.

(85) *Id.* at 401.

(86) 本件もこれに照らして判断するにあたり、精神遅滞者に対する死刑の合憲性の判断を導いたのと同じ原則や考慮要素の多くが未成年者に対する死刑の合憲性判断を導くとし、Stanford 事件判決以降未成年者への死刑に反対する全米的なコンセンサスが形成されたか否かを判断するのに Atkins 事件判決のアプローチを用いると選択した。<sup>(87)</sup> 法廷意見は、Stanford 事件合衆国最高裁判決に従わなければならないとの反対意見に対して、「進展する品位の水準」という試金石をうまく使い、州最高裁には同時代的水準に基づき検討する義務があるとし、<sup>(88)</sup> 現代つまり2003年のアメリカ社会全体の品位の理解 (conceptions of decency of modern American society as a whole) <sup>(89)</sup> によって判断するとした。

法廷意見は、Atkins 事件合衆国最高裁判決におけるアプローチを適用し、①未成年者への死刑に対する賛否にかかわる立法動向、②現代において未成年者への死刑の適用の頻度、および適用された場合でも死刑が執行される頻度、③未成年者への死刑に対する国内外の世論、④未成年者への死刑が進展する品位の水準に合わず修正第8・14条によって禁止されるか否かをそれぞれ検討を行った。<sup>(90)</sup>

法廷意見はまず関連立法を分析した。Penry 事件判決が1989年に出されたさいにわずか2つの州が精神遅滞者への死刑を禁止していたにすぎなかったことを思い起こしつつ、法廷意見は、Atkins 事件判決までに16州以上の立法府が精神遅滞者への死刑を禁止し、これを許容する州が増えていなかったことを強調した。<sup>(91)</sup> この事実が Atkins 事件判決の合衆国最高裁には説得的である、<sup>(92)</sup> というのは、それが精神遅滞者への死刑に

---

(86) *Id.* at 403-04.

(87) *Id.* at 407.

(88) *Id.* at 406-07.

(89) *Id.* at 406.

(90) *Id.* at 407.

(91) *Id.* at 407-09.

(92) *Id.* at 407-08.



「進展する品位の水準」原理と修正第8条(1)

反対する変化の一貫性を証明するからであるとした。<sup>(93)</sup>類似の変化が未成年者への死刑につき生じていると主張しようと、<sup>(94)</sup>法廷意見は Stanford 事件判決以降の数年間に未成年者への死刑を禁止する州の数を重視した。1989年に11州のみが未成年者への死刑を違法としていたが、<sup>(95)</sup>2003年には16州がこれを禁止した。<sup>(96)</sup>さらに、死刑の最低年齢を下げた州はなかった。実際には、<sup>(97)</sup>反対傾向が生じていた。2つの州が最低年齢を16歳から17歳に引き上げ、他の州も17歳から18歳に引き上げようとする立法を提案した。<sup>(98)</sup>法廷意見は、この事実が未成年者に死刑を科することに反対する全米的な立法動向を明示しているとした。

次に、陪審が未成年者に死刑を科する頻度を検討した。法廷意見は、全米的な統計を精査し、<sup>(99)</sup>18歳未満への死刑が稀であると判断した。<sup>(100)</sup>未成年者への死刑を許容する22州のうち6州のみが1989年以降現実に未成年者を死刑執行しており、そのうち3州(テキサス州、ヴァージニア州およびオクラホマ州)のみが1993年以降未成年者の死刑を執行しているにすぎない。<sup>(101)</sup>これら3州が1973年から2003年までの未成年者の死刑執行の81%を占め、<sup>(102)</sup>これらの6州を除けば、たった一つの州(サウス・キャロライナ州)が1976年以降に一人の未成年者の死刑を執行しているにすぎない。<sup>(103)</sup>1976年以降陪審が未成年者に死刑を宣告した場合でさえ、その適用はさまざまな理由で裁判所によって覆されている。<sup>(104)</sup>法廷意見は、これらに基づき、未成年者への死刑が真に異常となっており、その適用可能

---

(93) *Id.* at 408.

(94) *Id.*

(95) *Id.*

(96) *Id.* at 408-09.

(97) *Id.*

(98) *Id.* at 409.

(99) *Id.*

(100) *Id.*

(101) *Id.*

(102) *Id.*

性が現実というより仮説にすぎないと結論づけた。<sup>(103)</sup>

法廷意見は未成年者への死刑に関する国内外の意見を分析した。<sup>(104)</sup> 専門家、社会組織や宗教組織による未成年者への死刑への反対が伝統的であると、1989年のStanford事件判決以降、社会団体、政治団体や宗教団体で公にこれへの反対を表明する数が増えているという事実が強調された。<sup>(105)</sup> またミズーリ州における最近の世論調査では、34%のみが未成年者への死刑に対する支持を証明するにすぎなかったことが引用された。<sup>(106)</sup> このような資料の利用は過去において論争の対象であったが、Stanford事件判決が社会団体等の反対があまり重要ではないとされたのに対して、Atkins事件判決はそれらを重視したと結論づけた。<sup>(107)</sup> さらに国際的な意見にも目を向け、国際社会が一般に未成年者への死刑に反対していると<sup>(108)</sup> した。それは、さまざまな国際条約が未成年者への死刑を禁止しているだけでなく、コンゴとイランの2カ国のみが現在もこれを認めているに<sup>(109)</sup> すぎないことを指摘した。法廷意見は、国内外の意見が未成年者への死刑にはほぼ一致して反対していることを証明すると結論した。

最後に、法廷意見は、未成年者への死刑を支持する2つの主要な根拠、つまり応報と抑止に焦点を絞って独自の法的評価を示した。<sup>(110)</sup> Atkins事件判決では、精神遅滞者が本来的に他の行為者に比較して責任を問いがたくその行為につき熟慮しえないので、応報も抑止もこれを死刑に処しても促進されないであろうと判断したことを挙げ、抑止と未成年者の年齢や成熟度との強い相関を見出した。<sup>(111)</sup> 法廷意見は、合衆国最高裁が未成年

---

(103) *Id.* at 410.

(104) *Id.* at 410-11.

(105) *Id.*

(106) *Id.* at 411.

(107) *Id.*

(108) *Id.*

(109) *Id.*

(110) *Id.* at 411-13.

「進展する品位の水準」原理と修正第8条(1)

年者が成人よりも有責性が低いことを認めてきていることから、未成年者の年齢が有責性を軽くするとし、<sup>(112)</sup>未成年者が通常の成人に死刑犯罪の遂行を思いとどまらせるであろう論理的に考える能力が低く十分な情報に基づく判断の本質を欠くことから、<sup>(113)</sup>死刑の抑止目的に資するものではないと結論づけた。

この4点から、法廷意見は、合衆国最高裁が、被告人が犯行時に18歳未満であった場合にその犯罪で死刑とすることが成熟する社会の進歩を特徴づける進展する品位の水準に違反し、修正第14条を通じて州に適用されるかぎり<sup>(114)</sup>で修正第8条によって禁止されるとした。

その結果、州最高裁は、被告人への死刑判決を無効とし、仮釈放の可能性のない終身刑を言い渡した。

B. 同意意見 (Wolff 裁判官執筆)

Wolff 裁判官は、Atkins 事件判決と Stanford 事件判決との間に合衆国最高裁の先例における外見上の乖離を認めた。<sup>(115)</sup>両判決の基礎となる前提が、合衆国憲法が犯罪時に、犯罪者を死刑と判断する成人の道徳的判断を十分に用いられない者の死刑を禁止することであると<sup>(116)</sup>し、年齢に基づいて明確な線引きをするのが適切であるとした。裁判所は歴史的に年齢に基づいて線を引き、合衆国最高裁も Thompson 事件判決ではそうしようとしたとし、ミズーリ州も本件において明確な境界線アプローチを取る<sup>(117)</sup>のが適切であるとした。

死刑事件における境界線として年齢を使うにもかかわらず、そのような明確な境界線テストに関心を示した。陪審が死刑事件で年齢を酌量事

---

(111) *Id.* at 411-12.

(112) *Id.*

(113) *Id.* at 413.

(114) *Id.*

(115) *Id.* at 415.

(116) *Id.*

(117) *Id.* at 415-16.

情として考えることができる州法を重視しつつ、<sup>(118)</sup> 未成年者の死刑事件において年齢を明確な境界線として用いることは信頼できない、というのは、年齢それだけでは死刑を科することが不公正である理由につき真に重要な要素ではないからであると指摘した。<sup>(119)</sup> 年齢が重要な要素の組み合わせに完全に一致するわけではないから、明確な境界線としての年齢の利用は不正義、つまり十分に死刑を受けられる者が死刑を免れ、受けられないと判断されるべき者が死刑に処せられることを生み出す。<sup>(120)</sup> そこで、裁判所が死刑事件で年齢を基礎とした推定をするという代替的分析が提起された。<sup>(121)</sup> 州最高裁は、州法の年齢への言及に手がかりを得て、コモン・ローから推定概念を借りこととなる。最新版は次のようになる。<sup>(122)</sup> すなわち、16または17歳が十分に責任を問いそれゆえ死刑に適する能力を持たないと推定される。州は被告人の十分な能力の証拠を提出できる一方、被告人が死刑に適するほど犯行時に十分な責任を問えなかったとの証拠を提出することができる抗弁が認められる。州が推定を覆す立証責任を負う。死刑に値する有責性の問題は陪審による事実認定の問題となる。

同意意見は、そのような案が年齢を明確な境界線テストとして用いることの潜在的な危険を回避することができるとともに、未成年被告人にかかわる死刑手続における公正さを確保するとする。<sup>(123)</sup>

### C. 反対意見 (Price 裁判官執筆)

Price 裁判官が執筆した反対意見に2名が賛同した。反対意見は、<sup>(124)</sup> 法廷意見が合衆国最高裁の役割を不当に奪ったとした。法廷意見が Stanford 事件合衆国最高裁判決と矛盾することを指摘し、Stanford 事件判決

(118) *Id.* at 416.

(119) *Id.* at 417.

(120) *Id.*

(121) *Id.*

(122) *Id.* at 416-17.

(123) *Id.*

(124) *Id.* at 418-21.

「進展する品位の水準」原理と修正第8条(1)

が本件の結論を指示するべきであるとした。<sup>(125)</sup> 実際、Stanford 事件判決は Atkins 事件判決によって変更されたものではなく、州最高裁が Stanford 事件判決に拘束され、これを覆す権限を持たないことを主張した。<sup>(126)</sup> 反対意見は、その立場を支持するために、Atkins 事件判決以降合衆国最高裁が審理した3つの判例<sup>(127)</sup>を引用したうえで、Atkins 事件が未成年者ではなく精神遅滞者<sup>(128)</sup>に関するとして区別した。合衆国最高裁の判決を覆すのは合衆国最高裁専属の特権であり、州最高裁は、合衆国最高裁の先例において示された法ルールに賛成しないとしても、その先例に従うことを要求される<sup>(129)</sup>とした。

---

(125) *Id.* at 419.

(126) *Id.*

(127) *Patterson v. Texas*, 536 U. S. 984 (2002), *In re Stanford*, 123 S. Ct. 472 (2002) (mem.), *Mullin v. Hain*, 538 U. S. 957 (2003) (mem.).

(128) 112 S. W. 3d at 419-20.

(129) *Id.* at 421.